



諮問第507号  
環総評発第1903072号  
平成31年3月7日

中央環境審議会会長  
武内和彦 殿

環境大臣 原田 義昭



太陽光発電事業に係る環境影響評価の在り方について（諮問）

環境基本法（平成5年法律第91号）第41条第2項第2号の規定に基づき、太陽光発電事業に係る環境影響評価の在り方について貴審議会の意見を求める。

（諮問理由）

脱炭素で持続可能な社会に向けて、地域資源を活用する「地域循環共生圏」を構築し、イノベーションにより成長を牽引していくことが求められており、再生可能エネルギーはその核となる重要な要素である。平成30年7月に閣議決定されたエネルギー基本計画においても、再生可能エネルギーについては、長期安定的な主力電源として持続可能なものとなるよう、円滑な大量導入に向けた取組を引き続き積極的に推進していくこととされているところである。

その一方で、大規模な太陽光発電事業の実施に伴い、土砂流出や濁水の発生、景観への影響、動植物の生息・生育環境の悪化などの問題が生じている事例がある。これらの環境影響を踏まえ、一部の地方公共団体においては、太陽光発電事業について環境影響評価条例により環境影響評価が義務付けられているが、環境影響評価法（平成9年法律第81号）においては対象事業とされていない。

こうした状況を受け、本諮問は、太陽光発電事業に係る環境影響評価の在り方について、貴審議会の意見を求めるものである。



中環審第 1068 号  
平成 31 年 3 月 7 日

中央環境審議会 総合政策部会  
部会長 武内 和彦 殿

中央環境審議会  
会長 武内 和彦



太陽光発電事業に係る環境影響評価の在り方について（付議）

平成 31 年 3 月 7 日付け諮問第 507 号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第 5 条の規定に基づき、総合政策部会に付議する。